令和７年度

那須烏山市教育委員会
点検・評価報告書

令和８年９月

那須烏山市教育委員会

目　次

１　趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　教育委員会の点検・評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　教育委員会の活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３～６

【市教育振興計画（教育振興ビジョンⅢ期計画）施策の体系】・・・・７

４　教育に関する事務の執行状況の点検・評価
Ⅰ　知の教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８～１７
基本施策１　学びと育ちを大切にした幼児教育
基本施策２　知的好奇心を高める学習指導
基本施策３　情報活用能力を育成する情報教育
基本施策４　共生社会へ向けた国際理解教育
Ⅱ　心の教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８～２８
基本施策５　一人一人を活かす児童・生徒指導
基本施策６　自立する力を支援する特別支援教育
基本施策７　地域の課題に対応した生涯学習
基本施策８　郷土の歴史を尊重する文化振興
Ⅲ　命の教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９～３６
基本施策９　命の大切さを知る健康教育
基本施策 10 危機意識を高める安全教育
基本施策 11 感謝の気持ちを育む食に関する指導
基本施策 12 健康や体力保持増進のための生涯スポーツ

１　趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、各教育委員会においては、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために、令和７年度の教育委員会の点検及び評価をまとめ、教育に関する学識経験者の意見を付して報告するものです。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第２６条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識を有する者の知見の活用を図るものとする。

※「その権限に属する事務」とは
①教育委員会自ら管理・執行する事務
②法第 25 条第１項の規定により教育長に委任されている事務
③法令により教育長の権限とされている事務
④地方自治法第 180 条の２の規定により教育委員会に委任された事務

那須烏山市教育委員会委員名簿　（令和８年３月３１日現在）

職　　名	氏　　名
教　育　長	内　藤　雅　伸
教育長職務代理	坂　本　浩　之
委　　員	網　野　甚　一
委　　員	橋　本　里　恵
委　　員	塩　田　友　美

2　「教育委員会の点検・評価」について

（1）　目　的

市教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果を公表することにより、本市における教育行政の適切かつ効果的な執行等を一層推進するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的とします。

（2）　点検・評価の対象

那須烏山市教育振興計画（以下、「教育振興ビジョン」という。）に基づき、令和７年度に実施された主要施策等を対象に点検・評価を行いました。

（3）　点検・評価の構成

「点検・評価報告書」については、主な事業の「実績」、「点検・評価」を所管課が作成しました。

点検・評価の客観性を確保するため、教育に関して学識経験を有する第三者からの意見を聴取し点検・評価を行いました。

【点検・評価会議委員】

氏　　名	役　職
山久保　拓　男	元学校長
玉　村　好　明	元学校長
金　枝　好　光	市スポーツ協会長

3　教育委員会の活動について

（1）教育委員会会議の開催及び審議状況

本市教育委員会の会議は、毎月１回の「定例会」と、必要に応じて開催する「臨時会」があり、令和７年度は合計１４回の会議を開催しました。

期　日	会議の種　類	付議案件等
R7.4.25	定例会	（報告）就学指定校の変更について （報告）区域外就学の許可について （報告）令和７年度那須烏山市奨学生の決定について （報告）令和７年度那須烏山市立小中学校主任等の承認について （報告）令和７年度会計年度任用職員の配置について
R7.5.23	定例会	（報告）要保護及び準要保護児童生徒の認定について （議案）令和７年度那須烏山市一般会計（教育費関係）補正予算（第１号）について
R7.6.27	定例会	（報告）区域外就学の許可について （報告）要保護及び準要保護児童生徒の認定について
R7.7.25	定例会	（報告）就学指定校の変更について （報告）区域外就学の許可について （報告）要保護及び準要保護児童生徒の認定について （議案）令和８年度使用小中学校特別支援学級用教科用図書の採択について
R7.8.22	定例会	（報告）就学指定校の変更について （報告）要保護及び準要保護児童生徒の認定について （議案）令和７年度那須烏山市一般会計（教育費関係）補正予算（第３号）について （議案）教育財産の取得について
R7.9.27	定例会	（報告）就学指定校の変更について
R710.24	定例会	（報告）就学指定校の変更について （議案）令和６年度那須烏山市点検評価について （議案）令和８年度小学校、中学校及び義務教育学校職員定期異動方針について （議案）那須烏山市スポーツ推進委員被服貸与規程の制定について
R7.11.20	定例会	（報告）就学指定校の変更について （報告）区域外就学の許可について （議案）令和７年度那須烏山市一般会計（教育費関係）補正予算（第５号）について
R7.11.28	臨時会	（議案）那須烏山市教育委員会教育長職務代理者の指名について
R7.12.19	定例会	（報告）就学指定校の変更について （報告）区域外就学の許可について
R8.1.22	定例会	（報告）区域外就学の許可について （議案）那須烏山市学校職員服務規程の一部改正について

期　日	会議の種　類	付議案件等
R8.2.19	定例会	（議案）令和８年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任命について （議案）栃木県立烏山高等学校バス通学定期券購入補助金交付金規則の一部改正について （議案）那須烏山市指定文化財の指定解除について （議案）那須烏山市給食費の無償化及び公会計化について （議案）那須烏山市学校給食実施規則の制定について （議案）那須烏山市学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について （議案）那須烏山市学校給食センターに勤務する職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部改正について （議案）令和７年度那須烏山市一般会計（教育費関係）補正予算（第９号）について （議案）令和８年度那須烏山市一般会計（教育費関係）当初予算について
R8.3.6	臨時会	（議案）令和８年度小学校、中学校及び義務教育学校職員定期異動について
R7.3.21	定例会	（報告）令和８年度那須烏山市教育委員会関係職員人事異動内示について （議案）那須烏山市立小中学校管理規則の一部改正について （議案）那須烏山市立小中学校共同学校事務室運営規程の制定について （議案）那須烏山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の設置に関する規則の一部改正について （議案）那須烏山市教育振興ビジョン（Ⅳ期計画）原案について

（２）教育委員会会議の項目別事項

【第２条第１項】

項　　目	件数
①　教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること	2
②　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること	9
③　教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること	0
④　教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること	7
⑤　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること	1
⑥　歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に対する市長への意見の申出に関すること	5
⑦　県費負担教職員の服務の監督の一般方針の決定に関すること	0
⑧　１件 1,000 万円を超える教育財産の取得の申出に関すること	1
⑨　１件 1,000 万円以上の工事の計画の策定に関すること	0
⑩　学齢児童生徒の就学すべき学校の区域の設定又は変更に関すること	13
⑪　教科用図書の採択に関すること	1
⑫　教育委員会の所管に属する公の施設に係る指定管理者の指定等に関すること	0

項　　目	件数
⑬　①～⑫に揚げるもののほか、教育長に委任することが適当でないと認められる事務に関すること	0
報告事項	6

【第２条第２項】

項　　目	件数
教育長は、前項の規定にかかわらず、委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定にかからしめることができる	0

（３）教育委員会会議以外の主な活動状況

期　　日	内　　容	場　　所
R7.4.1	学校教職員辞令交付式	烏山公民館
R7.4.8	なすからこども園開園式	なすからこども園
R7.4.9	中学校入学式	各中学校
R7.4.10	小学校入学式	各小学校
R7.4.24～5.29	経営訪問	各小中学校
R7.4.24	学校適正規模等検討委員会	南那須庁舎
R7.5.7	塩谷南那須地区教育委員会連合会総会	さくら市喜連川庁舎
R7.5.8	関東地区都市教育長協議会総会	東京都北区
R7.5.18	南那須・烏山中学校体育祭	各中学校
R7.5.18	南那須地区小学校陸上競技交流大会	大桶運動公園
R7.5.20～R8.1.27	ステップアップ研修（全８回）	南那須庁舎他
R7.5.22	学校適正規模等検討委員会答申書提出	南那須庁舎
R7.5.24	南那須地区中学校総合体育大会陸上競技大会	大桶運動公園
R7.6.1	小学校運動会（江川・境・烏山・七合）	各小学校
R7.6.13～6.15	南那須地区中学校総体各種大会	緑地運動公園他
R7.6.13	烏山城跡調査整備指導委員会	烏山公民館
R7.6.27	総合教育会議	南那須庁舎
R7.7.21	B&G 塾開校式	B&G 海洋センター
R7.8.1	教育振興ビジョン策定委員会	南那須庁舎
R7.8.2～8.8	中学生海外派遣事業	オーストラリア　シドニー
R7.8.5～8.7	広島平和記念式典派遣事業	広島県広島市
R7.8.6	子ども議会	南那須庁舎
R79.6	那須烏山市水泳大会	B&G 海洋センター
R7.9.13	広島平和記念式典派遣事業・中学生海外派遣事業合同報告会	烏山公民館
R7.9.22	点検評価会議	南那須庁舎
R7.9.26	南那須地区中学校新人各種競技大会	市内・那珂川町
R7.10.1	塩谷南那須地区教育委員会連合会定例会・研修会	県塩谷庁舎
R7.10.5	なすからウォーク	烏山運動公園
R7.10.18	南那須地区小学校陸上競技大会	大桶運動公園

期　日	内　容	場　所
R7.10.23	塩谷南那須地区中学校駅伝競走大会	氏家ゆうゆうパーク
R7.10.28	第２回烏山城跡調査整備指導委員会	烏山公民館
R7.11.8	荒川小学校運動会	荒川小学校
R7.11.8～11.9	那須烏山市文化祭	南那須公民館他
R7.11.8	烏山城跡史跡指定記念講演会	烏山公民館
R7.11.13	B&G 全国教育長会議	東京都イイノホール
R7.11.26	学校適正規模適正配置に係る保護者との意見交換会	境小学校
R7.11.30	那須烏山市マラソン大会	保健福祉センター
R7.11.28	辞令交付式（教育委員）	南那須庁舎
R7.12.23	教育振興ビジョン（Ⅳ期計画）審議会	南那須庁舎
R7.12.25	第２回総合教育会議	南那須庁舎
R8.1.11	はたちを祝う会	凰月カントリークラブ
R8.1.14	那須烏山市駅伝競走大会、小学生リレー駅伝大会	烏山駅～大金駅、保健福祉センター
R8.1.20	第２回学校適正規模適正配置に係る保護者との意見交換会	境小学校
R8.1.23	第２回教育振興ビジョン（Ⅳ期計画）審議会	南那須庁舎
R8.1.26	第３回烏山城跡調査整備指導委員会	烏山公民館
R8.2.21	烏山城跡現地説明会	烏山城跡
R8.3.10	中学校卒業式	各中学校
R8.3.16	奨学金証授与式	南那須庁舎
R8.3.18	なすからこども園卒園式	なすからこども園
R8.3.19	小学校卒業式	各小学校
R8.3.31	退職教職員辞令交付式	烏山公民館

【教育振興計画（教育振興ビジョンⅢ期計画）施策の体系】

那須烏山市の教育施策



とちぎに愛情と誇りをもち　未来を描き
ともに切り拓くことのできる　心豊かで　たくましい人を育てます

とちぎ教育ビジョン

夢をもち、夢の実現に向けて
歩む力をはぐくむまちづくり

那須烏山市教育振興ビジョン

知の教育	心の教育	命の教育
基本施策１ 学びと育ちを大切にした 幼児教育	基本施策５ 一人一人を活かす 児童・生徒指導	基本施策９ 命の大切さを知る 健康教育
基本施策２ 知的好奇心を高める 学習指導	基本施策６ 自立する力を支援する 特別支援教育	基本施策１０ 危機意識を高める 安全教育
基本施策３ 情報活用能力を育成する 情報教育	基本施策７ 地域の課題に対応した 生涯学習	基本施策１１ 感謝の気持ちを育む 食に関する指導
基本施策４ 共生社会へ向けた 国際理解教育	基本施策８ 郷土の歴史を尊重する 文化振興	基本施策１２ 健康や体力保持増進のための 生涯スポーツ

ABC/R運動　コミュニティ・スクール

環境（ヒト・モノ）整備





4　教育に関する事務の執行状況の点検・評価

【Ⅰ　知の教育】

基本施策１　学びと育ちを大切にした幼児教育

施策の方向	幼稚園教育要領や保育所保育指針の改訂により、乳幼児期に育みたい資質・能力について「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」が示され、その具体的な姿である「幼児期の終わりまでに育ってほしい１０の姿」が明確になりました。 これらの３つの基礎と１０の姿は到達しておかなければならない基準ではなく、目指す方向性を示すものであり、幼保小連携の取組を推進するための礎となることから、日常的な「学び」や「育ち」を大切にします。
主な取組	**（１）質の高い乳幼児教育の充実** 【なすからこども園】 ○乳幼児の自発的な活動としての遊びを中心に、発達に応じた豊かな体験が得られるような環境を構成するよう努めました。 ○指導の課程を振り返りながら乳幼児理解を進め、乳幼児一人一人のよさや可能性を把握し、指導の改善に生かすようにしました。 【すくすく保育園】 ○子どもが自発的、意欲的に関われる環境を整え乳幼児期に相応しい体験が得られるよう生活や遊びを通じた総合的な保育を展開しました。 ○保育記録をもとに日々の実践を振り返り子どもの発達や育ちに必要な環境援助の再検討を継続的に行うことで最適な保育の改善に努めました。 ○少人数の保育においても年齢に相応しい経験に偏りが生じないよう活動や行事を工夫して行いました。 **（２）幼保小の連携強化** 【なすからこども園】 ○小学校訪問を通じて、小学生との交流や施設見学をしながら小学校への期待が持てるようにしました。 ○小学校との合同研修会に参加し、対話を通して幼児の育ちを共有することで、架け橋期の教育の充実に努めました。 【すくすく保育園】 ○すこやか訪問や就学前連絡会、専門部会等を通して、園児について小学校との情報共有を行い、保育要録を送付することで幼児期の育ちと小学校教育が円滑に繋がるよう努めました。 ○小学校訪問を通して、小学生との交流や施設見学をすることで就学への期待や意欲をもてるようにしました。

	（３）地域ぐるみの乳幼児教育の推進 【なすからこども園】 ○JA 那須南や青壮年部の方による野菜栽培体験、消防署の方による花火教室、図書館訪問、近隣地区への散歩にて園外の自然に触れる等、地域の資源を生かした体験を保育に取り入れました。 ○園での活動の様子を紹介するお便りを年３回近隣地域に回覧し、園活動に理解が得られるよう努めました。 【すくすく保育園】 ○ＪＡ那須南や近隣の方の協力やご厚意を得ての野菜の栽培収穫体験や、地区のこどもみこしの園訪問、散歩などを通し、地域の環境を身近に感じ、興味や関心が持てるよう努めました。
課題等	【なすからこども園】 ○子供一人一人の家庭環境・背景に応じたきめ細かい支援や相談体制の充実が求められています。 【すくすく保育園】 ○令和 10 年度の閉園を考慮し、少人数保育においても、学びや育ちに必要な経験ができるよう、適切な環境を整えていく必要があります。

推進指標

	基準値（2019）	R7（2025）	目標値（2025）
子育て環境や支援についての満足度	不満（11.1%） 満足度が低い（40.2%） （H30.12 市民ニーズ調査）	不満（10.4%） 満足度が低い（45.5%） （R6.3 市民ニーズ調査）	不満（5.0%） 満足度が低い（30.0%）

第Ⅲ期計画の検証

園内研修の充実により、保育者の幼児理解と実践の質が着実に向上し、安全・健康面の取組も継続して強化されました。一方で、就学前から小学校への接続における情報共有の仕組みや責任分担の明確化が課題です。

第Ⅳ期計画では、園・小・家庭が連携し、幼小接続を計画的に支える体制整備を進めます。

点検評価会議委員からの意見等

・私立の園、団体等についても可能な範囲で連携に努めていただきたい。
・中教審答申の中で「幼児期からの心の教育」が提唱されて二十数年が経ち、社会が加速度的に変化する中、幼児教育の重要性を再認識して、目指す方向性として示された３つの基礎と 10 の姿を意識して、更に指導を充実させていただきたい。
・幼保小の接続における情報共有の仕組みづくりが課題の１つに挙げられているが、基本施策５－（１）で明示されている、既に実施している幼保小の交流活動の際に効率的な方策を模索していただきたい。
・家庭との連携を推進できる体制を整備していただきたい。

基本施策２　知的好奇心を高める学習指導

施策の方向	学習指導要領では、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」という視点から、育成を目指す資質・能力が「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理されています。ＡＩ等の技術が急速に発達する社会において、自ら問いをもち、他者と考えを交流しながら学び続ける力は、これまで以上に重要です。 「どうしてだろう」「なぜそうなったのだろう」「こうしたらどうなるだろう」といった児童生徒の知的好奇心を大切にし、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動を工夫します。
主な取組	（１）教員研修の充実 ○スーパーティーチャー育成事業は一定の成果を得ることができたため、事業の見直しを図り、教職歴 10 年未満の若手を対象とした「なすからステップアップ研修会」を新たに実施しました。参加者が自らの課題を踏まえて研修計画を立案し、道徳科授業の進め方の検討、児童生徒指導に関する協議、授業参観、研究協議等を通して、児童生徒が主体的に学ぶ授業づくりについて実践的に研修しました。 ○県の学力向上コーディネーターと連携して各校を訪問し、管理職や学習指導担当者との協議、学力調査の分析、校内研修への支援等を行い、学校の実態に応じた授業改善を進めました。 （２）学力テストの実施と分析 ○全国学力・学習状況調査（小学６年及び中学３年）、とちぎっ子学習状況調査（小学４・５年及び中学２年）及び市独自の標準学力調査（小学１年から６年及び中学１・２年）を実施しました。市独自の標準学力調査はＣＢＴ（オンライン）で実施し、児童生徒の学力の定着状況を把握しました。 ○各学校では、教科・設問別の結果や児童生徒質問紙等を分析し、成果と課題、具体策及び検証方法を「学力向上改善プラン」に整理しました。全教職員で共通理解を図り、日々の授業実践と検証を通して改善に取り組みました。 （３）特色のある教育の推進 ○各学校では、「学校運営基本方針」に基づき、地域や児童生徒の実態を踏まえた特色ある教育課程を編成・実施しました。 ○中学校区ごとに設置した学校運営協議会を、より活発な議論ができるよう各学校単位の設置に変更しました。 ○地域の自然、歴史、文化、産業等を題材とした郷土学習を実施し、地域への理解や愛着を深める学習活動に取り組みました。

	（４）人的支援の充実 ○県費職員である学力向上推進リーダーの配置を受け、授業参観、ティーム・ティーチング、教員への個別助言等を通して、国語・算数・数学を中心とした授業改善を支援しました。 ○小学校第１学年の各学級に生活支援員を配置し、児童が学校生活に円滑に適応し、基本的な生活習慣を身に付けられるよう支援しました。 ○非常勤講師を配置し、通常の学級及び特別支援学級において、担任等と連携しながら、特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援を行いました。
課題等	○各種研修や学力調査の分析を授業改善につなげる取組は進んでいます。今後は、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図りながら、児童生徒が自ら問いをもち、学習方法や表現方法を選択・決定しながら、思考力・判断力・表現力等を高められる場面を充実させる必要があります。 ○学校・学年・学級の課題を明確にし、具体策の実践と検証を全校体制で継続するとともに、学力向上推進リーダーや学力向上コーディネーター等の人的支援を効果的に活用していきます。

推進指標

	基準値（2019）	R7（2025）	目標値（2025）
「学校での学習に進んで取り組んでいますか。」の問に「とてもそう思う」と回答した児童生徒（小学５・６年、中学生）の割合（那須烏山市調査）	令和３年度より実施	「学習に対して、自分から進んで取り組んでいる」と回答した児童生徒（小学４・５年、中学２年生生）の割合（とちぎっ子学習状況調査） 小４：74.6% 小５：79.1% 中２：52.2%	９０%以上

第Ⅲ期計画の検証

授業改善と学力調査の分析に基づく学校の取組が定着し、地域と連携した学びの充実が進展しました。しかし、分析結果を児童生徒の具体的行動変容に結びつける仕組みや小中接続における教材・評価観点の一貫性が不十分です。

第Ⅳ計画では、探求・表現・振返りの循環を重視した授業設計を標準化し、協働的な学びを深化させます。

点検評価会議員からの意見等

・生活指導員及び非常勤講師の配置については、きめ細やかな指導の点から継続していただきたい。
・新規で若手を対象とした「なすからステップアップ研修会」が８回実施され、信頼される教師の育成を目指し資質向上に努められているので、今後も継続されたい。

・複数の教員による指導体制は、児童生徒を多面的に理解し、きめ細やかな指導を推進できるので、現状の維持はもちろん、拡充できる方向で継続されたい。
・ＡＩの技術の進展する中、必要以上に依存するのではなく、どんな場面でどのように活用することが効果的なのか、学習者が主体となれるよう配慮することが重要である。

基本施策３　情報活用能力を育成する情報教育

施策の方向	「情報活用能力」とは、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとしてとらえ、「情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力（学習指導要領解説　総則編より）」です。そして、情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」であるとしています。情報技術の急激な進展により、子どもたちの環境は、膨大なデータにあふれ、またネットトラブルも心配される状況です。まさに、喫緊の課題でもあります。情報を、正しく見極めるとともに、送受信していく技術と倫理観をもち、学習に役立てていくことを目指します。
主な取組	**（１）環境の整備** ○第２期学習者用端末の整備完了：令和８年度からの更新に備え、公募型プロポーザルにより児童生徒用端末 1,364 台の調達を完了しました。 ○ネットワークアセスメントの実施：全小中学校 7 校において通信速度の計測調査を実施し、大規模校等における帯域不足等の課題を特定しました。 ○教育情報セキュリティポリシーの策定：ゼロトラストの考え方に対応した新指針を策定し、次世代ネットワーク環境への移行準備を整えました。 **（２）論理的思考力の育成** ○プログラミング教育の推進：各教科等における年間指導計画への位置付けを確認し、生成 AI の適切な利用に関する指導の在り方について検討を進めました。 **（３）情報モラルの指導** ○保護者連絡アプリ（LEBER）の導入：欠席連絡等のオンライン化による利便性向上を図るとともに、家庭と連携した端末利用の啓発基盤を構築しました。 ○発達段階に応じたセキュリティ指導：離席時のスリープ徹底やパスワード管理など、新たな運用指針に基づく基本的なマナーの指導を強化しました。 **（４）情報活用能力の育成** ○CBT（MEXCBT）等の試行導入：オンライン試験システムの活用を開始し、デジタルツールを用いた学習評価の効果検証を行いました。 ○ICT 支援員の継続配置：各校への巡回派遣を通じて、教職員の ICT スキル向上と児童生徒の探究的な学習活動を補助・支援しました。
課題等	○ネットワークアセスメントの結果、大規模校での帯域不足が判明しており、次年度以降の通信環境改善が急務となっています。 ○デジタルドリルの利用率が依然として低調であるため、CBT と連携した利活用方策の抜本的な見直しが課題です。

	○ICT の活用そのものを目的とするのではなく、各教科等の学習において、児童生徒が情報を収集・整理・分析し、自分の考えを形成・表現するなど、情報活用能力の育成につながる授業づくりを一層進める必要があります。

推進指標

授業にＩＣＴを活用して指導する能力（「できる」「ややできる」と回答）（学校における教育の情報化の実態等に関する調査）	基準値（2019）	R7（2025）	目標値（2026）
	74.0%	児童一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用しましたか。（全国学力・学習状況調査）90.0%	９０%以上

第Ⅲ期計画の検証

ICT 環境の整備と支援体制の充実により、授業改善と情報モラル教育が進みました。一方で、学習外の場面を含む端末活用や、校務 DX と学習 DX の相乗的推進が課題として残っています。

第Ⅳ期計画では、情報を収集・分析・発信する力を育成する授業展開と、データ活用による支援体制の拡充を図ります。

点検評価会議委員からの意見等

・情報機器の活用については、子どもたちが正しく活用することができるよう、発達段階に応じて情報モラル教育の充実に努めていただきたい。
・多様な情報が蔓延する現代社会、ネット上のトラブルが多発している現状を踏まえ、情報活用能力の育成と情報モラルの指導が適切に推進されることが重要である。
・次期学習指導要領の改訂の重要事項の１つとして、情報活用能力の抜本的な向上として示されていることを受け、今から意識して準備していただきたい。
・コロナ禍以降、児童生徒のＰＣ・タブレットへの対応能力は向上している。一方で学習外での活用（スマートフォン等）に、心配な場面があるので対策を要するのではないか。

基本施策４　共生社会へ向けた国際理解教育

施策の方向	グローバル化が進み、多様な文化的背景をもつ人々と共に生きる社会においては、語学力に加え、自分の考えや気持ちを伝え、相手を理解しようとするコミュニケーション能力が重要です。外国語を知識として学ぶだけでなく、実際のやり取りの中で活用し、異なる文化や価値観への理解を深め、広い視野と豊かな人間性を育むことを目指します。 小学校では、３・４年生で外国語活動、５・６年生で外国語科が実施されています。本市がこれまで取り組んできた英語教育の基盤を生かし、幼児期から中学校まで、発達の段階に応じた学習活動と交流活動の充実を図ります。
主な取組	**（１）英語教育の推進** ○小学校に３名、中学校に各１名の計５名のＡＬＴを配置し、教員とのティーム・ティーチングを実施しました。小学校担当のＡＬＴは、公立幼稚園・保育園にも週１回派遣し、幼児が英語や異文化に親しむ機会を設けました。 ○県から英語専科教諭の配置を受け、ＡＬＴ及び学級担任と連携し、専門性を生かした外国語科・外国語活動の指導に取り組みました。 ○境小学校において、小学校外国語交流会「なすからイングリッシュデイ」を先行実施し、市内ＡＬＴとの交流を通して、児童が英語を実際に使って伝え合う機会を設けました。 **（２）教員研修の充実** ○宇都宮大学の協力を得て、市内小学校教員を対象とした英語授業力向上研修を実施しました。研究授業、授業研究会、指導助言等を通して、児童の発話ややり取りを引き出す授業づくりについて研修しました。 ○英語専科教諭を対象とした研修や情報交換を行い、指導内容、評価及びＡＬＴとの連携の在り方について共通理解を図りました。 **（３）実用英語技能検定試験受験の推進** ○令和７年度から、英検受験料補助対象を中学生とし、３級・４級を受験する場合に生徒１人につき年間３回、１回当たり１，０００円を補助しました。南那須図書館を準会場として試験を実施し、受験機会の確保と保護者負担の軽減を図りました。 ○年間の志願者数は、３級が５１名、４級が２４名で、合格者数は、３級が３２名、４級が１６名でした。 **（その他）中学生海外派遣事業の実施** ○令和６年度からオーストラリアシドニー市へ市内在住中学生を派遣し、ホームステイや異文化体験等を通して、英語力やコミュニケーション能力の向上を図るほか、国際感覚豊かな人材を育成することを目的に実施しています。令和７年度は、8/2～8/8 の７日間で実施し、中学生９名を派遣しました。

課題等	○ＡＬＴ、英語専科教諭及び学級担任の連携により、英語に触れ、実際に使う機会の充実が図られました。今後は、自分の考えや気持ちを英語で伝え合う活動を一層充実させる必要があります。 ○外国語交流会等の交流活動を段階的に広げ、語学力の向上に加えて、異なる文化や価値観への理解を深める国際理解教育を市全体で推進することが求められます。

推進指標

「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたい」と答える児童生徒の割合（小６・中３） （全国学力・学習状況調査）	基準値（2019）	R7（2025）	目標値（2025）
	小６：65.7% 中３：60.1%	「英語の授業の内容がよく分かる」と回答した児童の割合（小６） （R6 全国学力・学習状況調査） 小６：70.3% 「英語の授業のコミュニケーション活動において、自分の考えや気持ち、事実などを積極的に相手に伝えようとしたり、相手の考えなどを理解しようとしている」と回答した生徒の割合（中２）（とちぎっ子学習状況調査） 中２：78.7%	小６：80% 中３：75%

第Ⅲ期計画の検証

ALT や専科教諭、大学連携による英語教育の質的向上が進み、児童生徒の言語活動の機会が広がりました。一方、小中接続の観点から発信型コミュニケーション力を段階的に育む体系化が課題です。

第Ⅳ期計画では、キャリア教育や探求的な学びと連動させ、小中一貫した指導体系のもとでコミュニケーション力を育成し、自己表現を通じて社会参画への自信とウェルビーイングの向上を図ります。

点検評価会議委員からの意見等

・こども園、保育園から生の英語を使った活動があるのは効果的であるため、今後も継続されたい。
・指導体制の整備や交流活動の実践等により、英語教育を更に推進しグローバル化の進展する社会での自己実現を図れる児童生徒の育成に努めていただきたい。
・英検受験の推進は今後も継続されたい。

・児童が英語を実際に使って伝え合う機会を体験したことにより、今後は児童主体の「英語の日」の頻度が少しずつ増え、更には児童同士で遊びを通して実践する等、日常生活の中で主体的に活用できるようになるとよいのではないか。

【Ⅱ　心の教育】

基本施策５　一人一人を活かす児童・生徒指導

施策の方向	本ビジョンの基本理念である「夢をもち、夢の実現に向けて歩む力をはぐくむまちづくり」の大きな基盤の一つとなるのが、児童生徒への指導です。人格の完成を目指す教育の目的からも重要であることが分かります。９年間の児童生徒の発達は、人生を歩んでいく上での自己形成期でもあります。児童生徒が、深い自己理解に基づき、主体的に設定した目標達成に向けて、他者を尊重しながら自発的、自律的に自らの行動を決断・実行する力、すなわち「自己指導能力」の獲得を目指すことが大切です。一人一人の存在感を大切にしながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもつことで「自己指導能力」が培われます。 夢をもって歩み続けられる児童生徒の育成を目指します。
主な取組	（１）確かな児童生徒理解 ○特別な支援を要すると考えられる幼児児童生徒の実態を把握するため、「すこやか訪問（幼保巡回訪問）」や、「小中１年訪問」を実施しました。幼保から小、小から中へといった、次の段階に進むにあたり、丁寧な引継ぎを土台とした支援体制を作り、児童生徒理解に努めました。 ①幼保→小の場合 ２月　幼保教諭及び小学校教諭による情報交換会の開催（就学時連絡会） ４月　新入生に関する情報を引継ぎ、新学期のスタートがスムーズに行えるように支援（特別支援教育関係カンファレンス） ６月　幼保の教諭が小学校を訪問し、新１年生の様子を観察。新しい環境への適応状況を確認し、カンファレンスにて担任と情報共有し、今後の支援について検討。（特別支援教育応援事業「小学校第１学年学級訪問」） ②小→中の場合 ３月　小中学校教諭による引継ぎ ４月　新入生に関する情報を引継ぎ、新学期のスタートがスムーズに行えるように支援（特別支援教育関係カンファレンス） ６月　すこやかが各中学校を訪問。新しい環境への適応状況を確認し、カンファレンスにて担任と情報共有し、今後の支援について検討。（特別支援教育応援事業「中学校第１学年学級訪問」） （２）好ましい人間関係を醸成する学級経営 ○児童生徒の学校生活における満足度や意欲、学級集団の状態を可視化することで、児童生徒への支援策や学級経営の進め方を検討できるよう、年２回のQ-Uテストを実施しました。

	（３）いじめへの対応 ○いじめの未然防止、早期対応、早期解決を図るために、校内でいじめ対策委員会を速やかに設置できるよう支援体制の確認をしました。 ○学校から月ごとの問題行動等を取りまとめて報告してもらうことで、いじめの対応について助言指導を行うとともに、再発防止に向けた対応を学校全体で確認できるようにしました。 ○8 月には各校の教頭、児童指導主任・生徒指導主事、特別支援担当教員を対象とした研修を実施し、いじめをはじめとする児童生徒指導上の諸問題について、早期発見・早期事案対処とともに、組織で未然防止に努めることの重要性について確認しました。 （４）不適応行動への対応 ○不適応行動が見られる児童生徒について、当該児童生徒に関する情報を収集するなど、学校や家庭、関係諸機関と連携し、ケース会議の開催準備、運営、指導・助言を行いました。 ○不登校や教室に入りづらい児童生徒が、在籍校の校舎内で安心して学習・生活の支援を受けながら、教室復帰や自立を目指すための校内の別室・居場所の機能を持つ支援拠点である「校内教育支援センター」を南那須中学校及び烏山中学校に設置しました。これにより、不登校や不登校傾向の児童生徒への学習支援や教室復帰や進路決定に向けた段階的な支援に取り組んでいます。 （５）相談・支援体制の充実 ○すこやか推進担当を中心とした相談窓口を設置しました。児童生徒や保護者の相談を聴き、園や学校と共有しながら支援体制を整えました。また、要請に応じてケース会議にも出席し、学校と共によりよい支援やその後の方向性について検討・協議しました。
課題等	○いじめによる重大事態の発生はありませんでしたが、改めて児童生徒指導における学校組織での対応等の見直しが課題となりました。児童生徒の保護因子を増やせるよう、安心感のある学校・学級づくりに向けた取組を支援していきたいと考えています。

推進指標

	基準値（2019）	R7（2025）	目標値（2025）
「いじめや不登校のない学校にしようとしていますか。」の問に「とてもそう思う」と回答した児童生徒（小５・６年、中学生）の割合（那須烏山市調査）	令和３年度より実施	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。（全国学力・学習状況調査） 小６：94.4% 中３：98.3%	９０%以上

第Ⅲ期計画の検証

接続期における情報共有や学級経営の可視化、いじめ防止の体制強化など、組織的な児童生徒指導が定着しました。ただし、安心感や所属感を高める学級経営の深化や、課題への初動対応の迅速化が引き続き課題となります。

第Ⅳ期計画では、日常的な観察と情報共有を基盤に、教職員が協働して迅速かつ継続的に対応する学校全体の生徒指導体制を充実させます。

点検評価会議委員の意見等

・各中学校に校内教育支援センターを設置し、不登校等の不適応生徒への支援を行っていることは評価できる。今後とも、全職員共通理解のもと、支援の充実に努めていただきたい。
・推進指標の「不登校のない学校」という文言は、「不登校は悪い・あってはならない」ととられかねない表現である。表現については十分配慮願いたい。
・特別な支援を必要とする児童生徒に関しては、次のステージに進むに当たり丁寧な引継ぎが具現化されているので、基本施策 1 で課題となっている幼保小の接続についても段階を追って拡充を図られたい。
・いじめの対応に関して、市教委による各学校における支援体制の確認、定期的な情報収集、研修会の実施等、未然防止、早期対応・解決に向けた取組が実践され効果が確認されているので、今後も継続して取り組んでいただきたい。
・問題行動を有する児童生徒を抱えている担任が孤立しないように同寮性を発揮したチームとして対応できる校内の体制づくりを図られたい。
・望ましい学級集団（学びに向かう・規範意識の高い・互いの良さを認め合える・いじめを絶対に許さない等）づくりを通して、自己肯定感や規範意識を高めながら豊かな人間性を育む学級経営に努めていただきたい。
・学校での対応と併せて、「家庭での会話」を増やす方策を進めることで、問題の早期発見に繋がるのではないか。

基本施策６　自立する力を支援する特別支援教育

施策の方向	「インクルーシブ教育」の理念の普及により、障がいのある子どもも、共に学ぶことが大切であるという考え方が浸透してきました。誰もが幸せに暮らしていけることを望んでおり、障がいがあることによる差別や障壁がないようにします。 学校においても「ユニバーサルデザイン（誰もが利用しやすい環境など）」の概念の下、誰もが分かりやすく安心感のある学級づくり・授業づくりを進めます。一人一人の特性をしっかり把握し、一人一人の力を伸ばすことにより、自立する力をつけます。
主な取組	（１）専門性の高い「すこやか推進担当」の設置 ○臨床心理士・公認心理師が知能検査等を行い、当該児童生徒の得意・不得意や特性を基にした、成功体験を積むことができるような支援や配慮を提案しました。保護者と共有する際は、保護者の子育ての方針や価値観を尊重しながら、児童生徒の将来を見据えた力の伸長を一緒に考えました。 （２）教育支援の充実 ○未就学児の就学相談や保護者との面談において、子供の実態把握や保護者の考えを確認した上で、傾聴に努めました。児童生徒や保護者と、在籍する園や学校とも連携し、信頼関係を構築しながらよりよい支援を共に考えました。 （３）関係機関との連携 ○各園・学校や、こども課・社会福祉協議会・大学等との連携を深め、幼児児童生徒の支援体制の構築に努めました。特に、相談業務や巡回相談を活用したり、情報共有を密に行ったりして、支援の方針や方向性を随時確認しながら連携の深化を図りました。
課題等	○「将来の社会的自立」に向けて、様々な力を身に付けていくことが求められていますが、児童生徒への過度な配慮から「課題の先送り」になっている状況が見受けられるので、先を見据えた適切な支援や配慮を各学校に検討していただくよう努めていきたいです。

推進指標

	基準値（2019）	R7（2025）	目標値（2025）
「友だちとの違いを認め合いながら、楽しく過ごしていますか。」の問に「とてもそう思う」と回答した児童生徒（小５・６年、中学生）の割合（那須烏山市調査）	令和３年度より実施	自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか。（全国学力・学習状況調査） 小６：81.9% 中３：84.3%	９０%以上

第Ⅲ期計画の検証

専門家によるアセスメントと関係機関連携が進み、個別支援と特性理解の共有が深化しました。一方、保護者との合意形成や障がい理解を促す啓発活動が課題となりました。

第Ⅳ期計画では、個別支援計画の質の向上と授業・学級のユニバーサルデザイン化を推進し、切れ目のない支援体制を確立します。

点検評価会議委員からの意見等

・「すこやか推進担当」が設置されていることは学校にとっても心強いのではないか。今後とも学校とも連携を図りながら課題解決に努めていただきたい。
・インクルーシブ教育が進展する中、教育的指導に加えて、医学的・心理学的な視点からのアプローチが必要なケースも想定されることから、専門性の高い担当の配置は、現場の教員にとっても有意義なことである。
・諸事情により課題の先送りがあると思うが、個別の支援計画を短いステップで評価し加除修正を加えながら、社会的自立を見据え今必要な資質・能力を見極めて具体策を講じることで、課題解決を図っていただきたい。

基本施策７　地域の課題に対応した生涯学習

施策の方向	生涯学習は、人が生涯に行うあらゆる学習で「幼児教育」「家庭教育」「学校教育」「社会教育」に大別できると考えられています。それら一つ一つの教育をつなぎ、一生の学びができるまちづくりを基本理念とし、学習を通じて自己の人格を磨き豊かな人生を送るために、公民館講座等を中心に趣味や教養を広げる学習や地域の課題に対応した多様な学習機会の提供と充実を図ります。 学んだ成果をサークル活動や地域ボランティア活動に生かし、地域活性化につながるよう支援します。 地域の教育力を高めるために家庭・学校・地域が連携し、地域全体で次代を担う子どもたちの健全育成を図ります。
主な取組	### （１）多様な生涯学習機会の充実 ○那須烏山市生涯学習推進計画【第４期計画】」の１年目として、計画に基づき市民の学習意欲を高めるため、主体的な学習活動を支援を行いました ○生涯学習情報誌「おたのしみプラン」を発行し、市民への生涯学習機会の情報提供に努めました。また、お知らせ版やホームページ、SNS 等を活用し、市の公民館講座等だけでなく、県主催事業等の多彩な生涯学習に関する情報提供を行いました。 ○公民館では市民ニーズに応じた様々な講座を企画・開催し、20 種の講座で延べ 1,329 人の方が受講されました。公民館講座の内容については、親子プログラミング講座や断捨離をはじめ、折り紙、自然観察、ストレッチなど幅広いテーマで実施しました。 ○市国際交流協会主催で、昨年に引き続きクリスマス会を開催しました。33 人の外国人を含め 94 人が参加し、親睦を深めました。また、日本文化体験交流事業としてミカン狩りや昔遊びを実施し、国際交流親睦事業としてなすから国際交流フェスタを開催し、「華麗なるスパイスの世界とネパールのお話」の講座を実施しました。 ○人権・男女共同参画事業では、令和５年度に策定した「～今日からここからみんなから～　第２次なすから男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動として、「森の学校」を共同開催し、延べ 60 人の方が参加しました。また、啓発事業として、市文化祭でスタンプラリーや塗り絵を実施しました。 ○文化芸術振興として市文化祭を開催し、多くの方が来場しました。 その他、文化芸術による子供育成総合事業として、はなしの伝統芸能「落語」の公演を行い、市内中学校で優れた文化芸術に接する機会を提供しました。 ○図書館では、令和４年度より導入した電子図書館の内容の充実と利用推進を行いました。ログインキャンペーンや市内小中学校単位での登録により、登録者が増加しています。また、おはなし会やブックスタート、図書館まつりや季節のイベントなどを実施したほか、演奏会や講座、エクササイズなど多数の生涯学習を意識した新規事業を実施するとともに、レファレンスサービスの充実により図書館の利用し易さの向上を図りました。 ○南那須地区音楽祭を那珂川町小川総合福祉センターあじさいホールで那珂川町と共同開催し、地区内の小中学校１１校と一般の２団体が参加しました。 ### （２）生涯学習を通じた地域づくり活動の支援・充実

	○地域での連帯感を育む事業として、地域ふれあい活動事業を実施し、６団体の支援を行いました。 ○昨年度より引き続き、学校と地域が連携・協働して、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、地域学校協働活動の支援や、各学校の地域コーディネーターを中心に家族・学校・地域の連携に努めました。 ○女性団体連絡協議会、国際交流協会、文化協会、青少年を育てる会、子ども会育成会等の団体活動支援を行いました。 （３）生涯学習環境の充実・整備 ○生涯学習施設個別施設計画を策定し、将来的な施設再編の方針をお示ししました。 ○南那須公民館２階の研修室において、ステージを拡張しました。安全性が向上したことで、式典や発表会等へ用途が広がりました。 ○施設利用の手続きをスポーツ施設と統一し、インターネットから施設予約を行う方法など積極的に案内したとこで、窓口等に来庁される件数が減りました。自宅から・スマートフォンから手続きされる方が増えたことから、利便性の向上が図られてきたと考えております。
課題等	○人口減少や高齢化が進む中、公民館講座の受講者や社会教育団体、各種サークルで活躍されている方々の年齢も比較的高く、今後の社会教育・生涯学習活動の振興のためにも若年層や中年層の現役世代のニーズを把握し、どのように取り込むかが課題となります。

推進指標

	基準値（2019）	R7（2025）	目標値（2025）
年間の市立公民館の利用者数	69,002 人	51,911 人	71,000 人
年間の市立図書館の入館者数	87,202 人	54,788 人	110,000 人

第Ⅲ期計画の検証

多様な講座・文化事業を通じて市民の学びの場を拡充し、地域参画の機会を提供しました。しかし、人口減少・高齢化により若年層・就労世代の参加が伸び悩むなど、裾野拡大が課題となります。

第Ⅳ期計画では、デジタルの活用や学習時間・方法の柔軟化を図り、若年層や就労世代が参加しやすい学びの機会を拡充するとともに、世代間交流を通じた地域に根ざす生涯学習を推進します。

点検評価会議委員からの意見等

・文化芸術施設の未整備な本市において、優れた文化芸術に接する機会の提供は、児童生徒にとって素晴らしい体験となるので、今後も多様な体験ができるよう継続していただきたい。
・第４期那須烏山市生涯学習推進計画の４つの基本目標達成の具体策との関連から様々な取組が実施され、効果が確認されている。課題とされている本市児童生徒の読書活動の充実に向けても、更に取組を進めていただきたい。

・生涯学習環境の充実・整備については、本市の大きな課題である。市民の現時点のニーズと将来的な必要性を勘案し、優先順位を適切に見極めながら、既存の施設の有効活用を含めて取り組んでいただきたい。
・公民館講座の受講生や各種団体サークルで活躍する人材が減少している今日、人材確保の手段の１つとして、シルバー大学の卒業者の活用を図られたい。

基本施策８　郷土の歴史を尊重する文化振興

施策の方向	子どものみならず市民が広く歴史的資源、自然史的資源などの広義の文化財に接する機会や知る機会を提供するために、文化財の適切な保護、保全を行うとともに、学習の場として活用できる環境の整備を図ります。 また、地域活動により生み出されたふるさとの風景、その中で脈々と培われてきた人々の暮らし、それらに起因する伝統文化を「守っていきたいな」「将来世代まで引き継いでいきたいな」という気持ちの醸成に取り組み、市民の心にふるさとの歴史を尊重する気持ちを育みます。
主な取組	**（１）文化財の調査と成果報告書の作成、公表** ○埋蔵文化財調査事業については、民間開発に伴う立会と試掘調査を実施しました。史跡烏山城跡について、令和７年３月に「史跡烏山城跡保存活用計画」を策定したことを受け、整備活用に向けた発掘調査を未発掘地点であった三の丸跡で実施し、現地説明会を実施するなど、史跡の調査成果の公表、周知に努めました。 **（２）文化財の保護保全・継承・維持管理** ○文化財の保護保全については、文化財保護審議会を開催し、市指定物件の調査、指定等についての審議を行いました。資料館については、東日本大震災及び老朽化により解体撤去したため、所蔵資料は旧七合中学校の文化財収蔵庫に収納して適正な保管に努めています。 ○文化財の保存継承については、烏山山あげ保存会をはじめ各民俗文化財保護団体の事業費の補助を行い、それらの行事の保存と継承に努めました。なお、民俗文化財の公開については、烏山の山あげ行事は泉町が当番町で開催したほか、三箇塙の天祭、宮原八幡宮太々神楽、熊田太々神楽及び興野ささら獅子舞が各々開催されました。さらに市制 20 周年記念として、烏山の山あげ行事と三箇塙の天祭の共演も果たし、市民の融和融合に貢献しました。 ○文化財の維持管理については、史跡公園の管理を行い、国史跡長者ヶ平官衙遺跡、曲田横穴墓群、小志鳥横穴墓群等の環境整備に努めました。 **（３）文化財の活用・公開・情報発信** ○文化財の活用・公開・情報発信については、資料館機能の代替として、市ホームページ上に「那須烏山デジタル博物館」を開設しています。掲載資料は、自然資料、民俗資料、考古資料、歴史資料、指定文化財のジャンルに分けて 340 点の文化財を公開しています。また、旧向田小学校の空き教室を利用し、考古資料を主とした展示「大昔の那須烏山がわかる教室」を開催しています。さらに南那須図書館にて、企画展「曲畑遺跡展」を実施しました。企画展では多くの資料を展示し、期間中に、「勾玉をつくろう」や「展示解説」といった体験型のイベントも実施しました。 ○史跡烏山城跡の関係では、今後の整備活用を目指し、見学会や指定記念

	講演会「烏山城跡の地形と地質」を開催しました。 ○『那須烏山市の文化財』冊子と文化財マップを活用した啓発活動により、引き続き市内文化財の保護に努めていきます。 **（4）ジオパーク構想事業の推進と学習機会、学習フィールドの提供及び環境整備** ○那須烏山ジオパーク構想推進事業については、令和５年度に策定した「那須烏山ジオパーク構想推進プラン 2023−2025」に従って、事業を行いました。学校教育活動支援事業については、市内全小中学校へガイド派遣等支援を実施し、市外からのガイド派遣要請も受けています。環境整備には、文化財活かし隊の活躍めざましく、毎月の活動が続いています。 ○PR 事業については、デジタル博物館内の那須烏山ジオパーク構想ページや刷新したパンフレットも活用しています。 今後も、多くの方々とのかかわりを軸に事業を展開し、市民の地域への誇りや愛着を醸成するため、事業推進を図るよう努めていきます。
課題等	○文化財所有者及び相続人等への周知をさらに進め、適正な保存継承に努める必要があります。 ○民俗芸能等保存継承団体の構成員の高齢化及び少子化により、技能継承等が困難な団体が出てきていることについて、後継者育成を図るとともに、準備や撤収も含めた記録保存を図る必要があります。

推進指標

依頼されて行った小中高等学校等での講座や体験学習機会の回数	基準値（2019）	R7（2025）	目標値（2025）
	２２回	30回	２５回

第Ⅲ期計画の検証

文化財の保護・公開が進み、デジタル発信など新たな学習・観光資源の活用が進展しました。一方、文化財所有者や民族芸能団体の高齢化に伴う継承課題が顕在化しています。

第Ⅳ期計画では、学校と地域が連携し、文化財や民族芸能を学びに生かす継承体制を整えるとともに、デジタルも活用した探求的な学びを通して、郷土への理解と誇りを育みます。

点検評価会議委員からの意見等

・デジタル博物館の開設は、今の社会に適応した素晴らしい取組である。ただ、いつどこでも自由に確認できる利便性はあるが、実物を目の当たりにした感動は体験できないので、既存の施設の再編、あるいは将来的には新庁舎のスペースを利用する等、実物の博物館の開設を目指していただきたい。
・少子高齢化の深刻化に伴い、地域の伝統芸能等の継承が課題となっているが、可能な範囲で今の時代に合うよう工夫する等、地域単独でなく本市全体の課題として可能な支援を図られたい。

・地区ごとに祭等の行事があったが、今後は近隣の地区同士で連携して実施できる方法を考える必要がある。例えば、シルバー大学卒業者の協力を得て、各自治会で伝承者を選出したり、藤田地区のお囃子が復活した事例をモデルとしてみてはどうか。

【Ⅲ　命の教育】

基本施策９　命の大切さを知る健康教育

施策の方向	自らの健康をコントロールし、改善できるようにすることが大切です。「健康をコントロール」するためには、知識と実践力が必要です。授業や健康教室などを通し、知識を学ぶとともに意識を高めます。そして、自らの生活を振り返り改善していくことを主体的に行う力を身に付けます。 改訂された学習指導要領でも、「生きる力」を育むことの重要性が再確認されました。その基盤となる健康教育を組織的に実施していくためにも、家庭や地域と連携して取り組みます。
主な取組	**（１）保健に関する指導の充実** ○小児生活習慣病予防事業 近年、生活様式の変化や食生活の多様化に伴い小児肥満が増加しているとともに、高血圧・糖尿病などが小児期でも問題となっていることを受け、市単独事業として「小児生活習慣病予防健診」を小学５年・中学２年生を対象に実施しました。各校での健診日に欠席した児童生徒については、別日もしくは他の学校での実施日に受診できるよう対応しました。また、検査結果を受け、希望する児童生徒には、市こども課において「個別相談」を行い、本人だけでなく家族も巻き込み、生活習慣病予防・生活習慣改善に向けた支援を行いました。 **（２）体力向上に向けた取組の充実** ○県のエキスパートティーチャー派遣事業を活用し、体力向上や運動が苦手な児童への指導の充実を図りました。専門的な知識を有する講師を招き、小学５年生を対象に「走る」「跳ぶ」「投げる」を中心として、運動のポイントを分かりやすく示しながら、児童が楽しく活動できる授業を実施しました。 ○水泳ボランティアの協力を得て、希望する学校の水泳学習において児童への指導を行いました。各学校の実情に応じた指導機会を設けることで、水泳技能の向上と指導の充実を図りました。 **（３）学校保健委員会等の推進** ○各小中学校や各中学校区において学校保健委員会を開催し、保護者や児童生徒を交え各学校の課題について意見を交換しました。
課題等	○小児生活習慣病予防健診の検査結果について、市こども課において個別相談を行っているが、相談のない家庭へは、信頼のあるかかりつけ医等の相談の案内等を行い、生活習慣予防・生活習慣改善に繋げていきます。

推進指標

	基準値（2019）	R7（2025）	目標値（2025）
児童生徒の標準体重の割合 （那須烏山市養護教諭部会調査）	男子：86.2% 女子：88.5%	男子：83.3% 女子：86.1%	90%以上

第Ⅲ期計画の検証

生活習慣病検診や体力向上プログラムの継続により、健康意識の向上と学校・家庭の連携が進みました。一方、体力テストの結果分析や継続的改善の仕組み化が課題となっています。

第Ⅳ期計画では、体力テストや健康データの分析をもとに、学校・家庭が連携した指導改善と運動・生活習慣の定着を図り、心身の健康を支える取組を体系的に推進します。

点検評価会議からの意見等

・技術革新による物質的な豊かさ、ゲームやスマートフォンの普及による遊びの変化、学校生活の変化等で、基礎体力の低下を招く要因が多数確認される。今後は学校・家庭・地域の連携を推進し、体力についての意識改善を図り、望ましい習慣を形成できるよう指導していくことが重要である。

・生きる力の３つの柱として「健康と体力」が示されているが、小児生活習慣病を含め、児童生徒の健康上の課題の改善については、早期対応と継続した指導が必要であり、そのシステムの構築に努めていただきたい。

・子どもの生活習慣病は親に起因する部分が多い。今後の取組の１つに「家庭での生活習慣の見直し」を家庭へ向けて積極的に啓発していただきたい。

基本施策 10　危機意識を高める安全教育

施策の方向	児童生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動（自助）し、他の人や社会の安全に貢献（共助・公助）できる資質や能力の育成を目指します。生活安全（防犯）、交通安全、災害安全（防災）を自らの課題として危機意識を高くもち、様々な課題に対処できる力をつけます。 また、児童生徒の安全確保のために、人的・物的環境を整えます。安全・危機管理体制を確立させ、未然防止の観点を最優先にしながら取り組みます。
主な取組	（１）生活安全（防犯）の徹底 ○小中学校において、「こころの健康観察アプリ」の機能を活用し、不審者や猪・熊等の目撃情報があった場合には、保護者あてお知らせしました。 ○小中学校に設置されている「防犯カメラ」により、不審者等の防犯対策を実施しました。また、警察による不審者対策等、防犯に関する講話をいただきました。 （２）交通安全の充実 ○小学校区ごとに１名の「スクールガード・リーダー」を委嘱し、学校と連携を図り、通学路の確認や危険箇所の点検などに対応してもらっています。また、ボランティアとして「子ども見守り隊」に 41 名の登録があり、スクールガード・リーダーと共に児童生徒の安心安全な登下校にご協力をいただきました。 ○小中学校において、４月～5 月にかけて交通安全教室を実施しています。また、自転車の乗車指導については、小学校においては、ヘルメット着用の必要性、自転車でのあった活動範囲の確認等を、中学校においては、安全タスキの着用確認等を行いました。この他、小学校１～３年生を対象に学級活動のプログラムで、自転車に乗る注意点を話し合いました。 （３）災害安全（防災）の充実 ○各学校において、地震・火災・不審者侵入等、様々な場面を想定した避難訓練を実施しました。
課題等	○子ども見守り隊の高齢化が進み、担い手の確保や見守りの方法等をどのように行うかが課題となります。 ○学校の構造上の特性（職員室が２階等）を考慮し、現状の防犯カメラの設置数で対応ができているか検討が必要です。

推進指標

小中学校における児童生徒への自転車の乗り方等の指導・啓発に係る教室等の年間平均開催数（那須烏山市調査）	基準値（2019）	R7（2025）	目標値（2025）
	2.4回	3.4回	3回

第Ⅲ期計画の検証

地域協働による見守り体制や安全設備の整備が進み、児童生徒の安全意識の向上が見られました。しかし、見守り隊の高齢化や児童生徒自身の主体的判断力育成が今後の課題です。

第Ⅳ期計画では、学校・地域・関係機関の連携を一層強化し、見守り体制の持続性を確保するとともに、体験的な安全教育を通じて児童生徒の主体的な判断力と行動力を育成します。

点検評価会議委員からの意見等

・子ども見守り隊の担い手不足が課題となっているが、地域の子どもは地域で育てるという点で、各自治会や地域の様々な団体に協力依頼を図られたい。
・様々な状況を想定した避難訓練は実施されているが、災害は学校の管理下外でも起こり得ることを意識し、児童生徒自身が主体的に判断して行動できるような資質・能力を育成することが重要である。
・異常気象を含めた最近の災害発生の状況から、想定外の事態に遭遇しないような知識と実践力を備えた危機回避能力の育成が必要である。

基本施策 11　感謝の気持ちを育む食に関する指導

施策の方向	生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎を培うためには、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることが不可欠です。栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られます。栄養のバランスの取れた安定した食事が心身の健全な発育を促します。 そして、「生きること」に欠かせないのが「食べること」であり、食物への畏敬の念や食事提供者への感謝の気持ちを十分に育むことも大切です。命の尊さとともに指導に努めます。
主な取組	（１）授業・領域における指導 ○「食に関する指導」について、市内小中学校全学年を対象に家庭科や学級活動の授業を行いました。食事の重要性や喜び等、健康的な食生活を送るための指導や、望ましい栄養や食事のとり方を理解し、食品の組み合わせや栄養的なバランスを考えて献立を作成することの指導等を行いました。 （２）給食の時間の充実 ○食物アレルギー対応については、安全安心な学校給食提供に努めました。昨年度に引き続き、市の「食物アレルギー対応手引書」の見直しを行いました。 ○給食の献立については、那須烏山市、市政２０周年を記念した献立や、市内の障がい者就労支援施設「パン職人いっぴ」で製造した「卒業おめでとうパン」を提供しました。地域産業や事業所を活用することで郷土愛を育み、携わる生産者、食に関わる人々への理解を深められるような献立作成に努めました。 ○学校給食における異物混入事故防止のため、内部対応と学校間の連携を明確にした「異物混入対応マニュアル」を策定し運用を開始しました。事故の対処法や組織の危機管理の向上により迅速な行動ができる体制づくりの強化に努めました。
課題等	○授業だけでなく、給食指導も含めた「食に関する指導」は、給食センターだけ行っても児童生徒の変容には繋がりません。各校の食に関する課題解決に向け、引き続き、各学校や保護者と連携を図りながら実施していきます。

推進指標

	基準値（2019）	R7（2025）	目標値（2025）
平均残食率 （児童生徒、教職員等を含む）	13.03%	13.96%	12%

第Ⅲ期計画の検証

授業と給食を通して食育の取組が定着し、地域連携献立や衛生管理も充実しました。一方、学校と

家庭を結ぶ取組や行動変容の評価指標が十分ではありませんでした。

第Ⅳ期計画では、栄養教諭等の専門性を生かし、給食・授業・情報発信を通じた学校と家庭の連携を強化するとともに、望ましい食習慣の定着を評価・改善につなげる取組を進めます。

点検評価会議委員からの意見等

・食を取巻く環境の変化、食に対する価値観やライフスタイルの変化、核家族化等により食習慣の乱れに起因する課題が顕在化しているため、今後も継続して関係機関との連携を充実しながら望ましい食習慣の形成に努めていただきたい。
・食習慣の改善には、家庭の意識改善と協力が不可欠なので、市教委主催等で保護者が食育の現状と課題について、研修する機会を設けていただきたい。
・保護者が朝食を抜くと子どもも習慣化してしまう可能性もあることから、今後、家庭を取り込んだ取組を進められたい。

基本施策 12　健康や体力保持増進のための生涯スポーツ

施策の方向	高齢化が進む中、健康や体力を保持するためには体を動かすことが必要です。身近な環境で取り組めるスポーツの推進に努めます。 多くの市民がスポーツに親しめるよう、スポーツの普及に努めます。 スポーツ施設の環境を整備し、利用促進に努めます。
主な取組	**（1）スポーツをする機会の提供** ○スポーツ協会及びスポーツ少年団に対し、活動支援として補助金の交付を行いました。 ○スポーツ協会専門部による各種スポーツ教室を開催しました。また、スポーツ協会水泳部主催の水泳教室には、B&G 指導員も協力し、子どもたちの泳力向上に努めました。 ○市スポーツ推進員については、スポーツ広場としてボッチャを月２回開催しました。また、関東・県主催の研修会等に参加し、研鑽を深めるとともに、市主催事業に積極的に協力をしていただきました。 ○那須烏山マラソン大会については、市制 20 周年を冠して実施し、県内外から 1,044 人と多くの参加者を得ることができました。 ○市駅伝競走大会については、昨年度に引き続き小学生リレー駅伝大会を同日開催しました。市駅伝大会で 20 チーム、小学生リレー駅伝大会で 26 チームの参加があり、活気あふれるイベントとなりました。 ○なすからウォークについては、市内外より 205 名の参加を得て開催し、主に那珂川の清流沿いを歩くコースで市の魅力を PR することができました。 ○国体レガシー事業として、烏山高校・馬頭高校の生徒の協力を得ながらアーチェリー体験教室や JA まつりでのアーチェリー体験会を開催しました。体験には多くの方に参加いただき、満足度の高い事業を実施することができました。 ○市水泳大会については、市内外より 74 名の参加を得て盛大に開催することができました。 **（2）スポーツ環境の整備** ○生涯学習施設個別施設計画を策定し、将来的な施設再編の方針をお示ししました。 ○施設利用の手続を公民館と統一し、インターネットから施設予約を行う方法など積極的に案内したとこで、窓口等に来庁される件数が減りました。 自宅から・スマートフォンから手続きされる方が増えたことから、利便性の向上が図られてきたと考えております。 ○鍵の貸出を平日だけでなく、烏山庁舎の日直室を活用して応対できるようにしたほか、いつでも返却できる方法を取り入れ、利用者のスタイルに合わせて施設を利用できるよう工夫しています。 ○運動場では、樹木が老齢化して倒木の恐れが高まりつつあり、事故が起こる前に伐採（烏山運動公園の桜・銀杏、緑地運動公園の黒松等）を行いました。

課題等	○各種スポーツイベントへの参加者は年々増加しており、参加者が安心してスポーツを楽しめる環境の整備と満足度・安全性の高い運営を行っていく必要があります。

推進指標

	基準値（2019）	R7（2025）	目標値（2025）
体育協会専門部活動支援 スポーツ少年団活動支援	交付金による活動支援	交付金による活動支援	継続を目指す
スポーツをする機会の提供 参加型スポーツ事業の実施 身近な環境で取り組めるスポーツの推進	スポーツ教室開催推進、ハイキング、マラソン大会、駅伝大会の実施	スポーツ教室開催推進、ウォーキング、マラソン大会、駅伝大会の実施	継続のほか、身近な環境で取り組めるスポーツ事業の新規展開やＰＲを目指す
スポーツ施設の維持管理	定期巡回点検の実施（週２回）	定期巡回の実施（週２回）、破損個所等の早期修繕	継続のほか、個別計画に基づく維持管理の実施を目指す
スポーツ施設の利用促進	今後集計予定	窓口に来なくても利用申請等ができる。（継続）	施設利用の増加を目指す

第Ⅲ期計画の検証

スポーツ教室や大会の充実により、市民の参加機会が広がり、健康増進と交流の場が拡充しました。一方、安全確認とともに、初心者・女性・親子層の参加拡大や施設維持管理の強化が課題です。

第Ⅳ期計画では、参加者数等の指標を用いた成果把握を進め、計画的な施設運営と多世代型のスポーツ推進を図ります。

点検評価会議委員からの意見等

・各種スポーツイベントの参加者の増加傾向は、市民の運動に対する関心の高さと読み取れる。今後も様々なスポーツをする機会を提供することで、市民が日常的に運動する楽しみを味わいつつ、自己の体力向上を意識できるようになることを期待する。
・地域展開による部活動が充実できるように、成果と課題を把握しながら、人材育成・発掘を含めた環境整備を進めていただきたい。併せて、実施の可否等、２極化しないような配慮も図られたい。
・スポーツをする機会は提供できているが、今後更に参加者を増やす工夫を図られたい。